

2025年2月12日

総務大臣 村上 誠一郎 殿

JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）
中央執行委員長 三木 陵一



要 請 書

情報通信審議会は2月3日、2023年8月28日の総務大臣諮問以来検討を行ってきた「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」についての最終答申（以下答申）を行いました。

答申は、我が国の通信主権を守り、NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保する上で、現行NTT法が規定する政府の株式保有義務や外資の総量規制を維持することが適当としていることは極めて重要です。さらに、NTT東西の線路敷設基盤と電気通信設備が我が国の固定通信と移動通信サービスを支える重要基盤であり、NTTがその維持・高度化を図ることで公共的役割を果たすことが重要と強調しています。しかしその一方で、昨年4月のNTT法一部改定の附則を意識したためか、こうした規律の担保措置として、NTT法の「存続」と「廃止」の両論が併記されていることは不十分と言わざるを得ません。

さらに、電話のユニバーサルサービスに関し、NTTに課せられている「あまねく公平責務」を「最終保障提供責務」に緩和するとともに、サービス品質の低下が懸念されるワイヤレス固定電話の適用地域及び技術基準の緩和や、モバイル網固定電話のサービス追加を認めていることは、国民・利用者の利便維持に影響を与えかねないもので看過できません。

貴省は、当答申をもとに関連法令の改定作業に着手されるものと推察しますが、情報通信の安定的な提供維持と国民・利用者の利便向上の立場から以下の要請を行いますので、趣旨を十分にご理解いただき、今後の対応に反映されますようお願い申し上げます。

記

1. 我が国の情報通信事業関連法の基本法ともいえるNTT法を廃止しないこと。
2. 答申が示したNTTの公共的役割を堅持するため、NTT法で、NTTの「あまねく公平」責務、政府の株式保有義務、外資総量規制、外国人役員規制等を維持・存続させること。
3. NTTが担ってきた研究開発推進・普及責務は重要であり、改めてNTT法で規定すること。
4. 電話（加入電話、公衆電話、緊急通報）の役務は公益性の高いサービスであり、引き続きユニバーサルサービスとし、NTTに「あまねく公平責務」を課すこと。
5. メタル縮退後の第一種公衆電話の機能維持（給電・課金）及び、特設公衆電話の機能維持のための技術検討を確実にNTTに行わせること及び、災害時の通信手段として有用な特設公衆電話についてはそのすべてをユニバーサルサービスに位置付けること。
6. 電話のユニバーサルサービス役務規定において、適用地域が不採算地域に限定されているワイヤレス固定電話の地域限定及び技術基準の緩和を行わないこと。さらには、発信者情報通知機能等に

不備のあるモバイル網固定電話を追加しないこと。仮に、追加される場合には、緊急通報受理機関からの指摘等を最大限尊重し、確実な当該機能の実装を条件とすること。

7. 電話のユニバーサルサービスの低廉性及び全国均一性を確保するためプライスキャップ規制を廃止しないこと。仮に、プライスキャップ規制が廃止される場合には、都市部以外の地域での都市料金を上回る料金の設定を認めない規制を設けること。
8. 固定ブロードバンドサービスは国民生活に不可欠なサービスであり、ユニバーサルサービスとして規定するとともに、NTTに「最終保障提供責務」を課すことをNTT法で規定すること。
9. 携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスであり、ユニバーサルサービスとして規定すること。
10. 非地上系ネットワーク（NTN）は、平時には、離島、海上、山間部等の効率的なカバーに有用であるとともに、非常時には、ネットワークの冗長性確保に極めて有用であり、早期にユニバーサルサービスに位置付けられるよう取り組みを促進すること。
11. NTT東西の線路敷設基盤の役割と重要性は答申が指摘しているとおりであり、線路敷設基盤の譲渡及び処分に関する法規制を十分に措置すること。
12. 電報は慶弔利用中心に変化してきたとはいえ長年にわたり提供され国民生活に定着してきたサービスであり、事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更許可、料金について契約約款の変更認可（総括原価制）等については引き続き電気通信事業法で規制すること。

以上